

WAMは福祉と医療の民間活動を応援します

Press Release NO.10

令和2年9月15日

【照会先】

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部長 里村 浩 福祉医療貸付部 事業統括課長 一之瀬 修 (TEL) 03-3438-9291 (FAX) 03-3438-0583

報道関係者 各位

新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった 事業者に対する医療貸付事業の拡充について

独立行政法人福祉医療機構(WAM)では、現在、新型コロナウイルスの感染により事業 停止等となった事業者の方を対象とした相談窓口を設置し、長期運転資金及び既往貸付の取 り扱いを実施しております。

このたび令和2年9月15日付で、医療貸付事業にかかる新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件を従来の優遇条件に加え、以下のとおり拡充しました。

前年同月と比較して、医業収益が30%以上減少した月が1月以上ある医療機関

- 1 貸付限度額の引上げ(病院 7.2 億円→10 億円、診療所 4 千万円→5 千万円)
- 2 無利子枠の上限の引上げ(病院1億円→2億円、診療所4千万円→5千万円)
- 3 無担保枠の上限の引上げ (病院 3 億円→6 億円、診療所 4 千万円→5 千万円)

長期運転資金及び既往貸付の詳細については、機構ホームページに掲載しております。 (https://www.wam.go.jp/hp/fukui shingatacorona/)

記

1. 貸付をご利用される方

当貸付事業の融資対象施設を経営している事業者の方であって、新型コロナウイルスの 感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方。

2. 貸付条件

医療貸付事業 (長期運転資金)

	融資条件	
償還期間	15 年以内	
(据置期間)	(5 年以内)	
貸付利率		意円)·老健·介護医療院1億円、診療 5,000万円)·助産所·医療従事者養成

	施設・指定訪問看護事業 4,000 万円まで無利子	
	但し、①コロナ対応を行う医療機関については、「病	
	院 1 億円 <u>(2 億円)</u> 、診療所 4,000 万円 <u>(5 千</u>	
	<u>万円)</u> 」または「当該医療機関の前年同月か	
	らの減収2か月分」の高い方まで無利子	
	②政策医療を担う医療機関については、「病院	
	1 億円 <u>(2 億円)</u> 、診療所 4,000 万円 <u>(5 千万</u>	
	<u>円)</u> 」または「当該医療機関の前年同月から	
	の減収1か月分」の高い方まで無利子	
	※当該金額を超えた部分は 0.2%	
	6年目以降 0.2%	
貸付金の限度額	「病院 7.2 億円 (10 億円)、老健·介護医療院 1 億円、診療所 4,000	
	万円 <u>(5,000万円)</u> ·助産所·医療従事者養成施設·指定訪問看護事	
	業 4,000 万円」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 12	
	か月分」の高い方	
無担保貸付	病院 3 億円 (6 億円)、老健·介護医療院 1 億円、診療所 4,000 万円	
	<u>(5,000 万円)</u> ·助産所·医療従事者養成施設·指定訪問看護事業	
	4,000 万円	
	但し、①コロナ対応を行う医療機関については、「病院3億円	
	<u>(6 億円)</u> 、診療所 4,000 万円 <u>(5,000 万円)</u> 」または	
	「当該医療機関の前年同月からの減収の 6 か月分」	
	の高い方まで無担保	
	②政策医療を担う医療機関については、「病院3億円 <u>(6</u>	
	<u>億円)、診療所 4,000 万円(5,000 万円)」</u> または「当	
	い方まで無担保	
19/4 (A) / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		

- ※1 貸付利率は令和2年9月15日現在のものです。
- ※2 貸付利率欄、貸付金の限度額欄、無担保貸付欄の括弧書きは、前年同月と比較して、医業収益が30%以上減少した月が1月以上ある医療機関に適用される金額です。
- 3. 既往貸付に関するご相談の方

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に最長3年間の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

4. お問い合わせ窓口

長期運転資金及び返済猶予の詳しい条件やご相談については以下の窓口にお問い合わせください。

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル: 0120-343-863 ※携帯電話等でつながらない場合: 03-3438-0403